

父母  
兄弟姉妹  
その他親族

# 被扶養者認定に必要な 提出書類のご案内

提出すべき書類が分からない場合は健保組合にお問い合わせください。

該当する申請事由をクリックしてください。

クリックいただくと必要書類のご案内ページにジャンプします。状況によっては個別に追加書類の提出を求めたり、より細かな確認を行う場合があります。

父母  
兄弟姉妹  
その他親族

申請事由	必要書類
被保険者のEY入社（資格取得）	いずれかのリンクをご確認ください (無職・自営業) (直近2年の間に働いていた) (パートタイマー)
再婚・死別、転入、同居開始等により、同一世帯に変動があったため	いずれかのリンクをご確認ください (無職・自営業) (直近2年の間に働いていた) (パートタイマー)
別の家族が主たる生計維持者であったが、世帯内の収入状況に変動があり、被保険者に申請対象者の生計維持が移ったため	<a href="#">こちらのリンク</a> をご確認ください
働いていた申請対象者が退職したため	<a href="#">こちらのリンク</a> をご確認ください
自営業者であった申請対象者が廃業したため	<a href="#">こちらのリンク</a> をご確認ください
雇用保険の失業給付が終了したため / 前職の健康保険の継続給付たる傷病手当金または出産手当金が終了したため	<a href="#">こちらのリンク</a> をご確認ください
前職の健康保険の任意継続被保険者の資格喪失をしたため	<a href="#">こちらのリンク</a> をご確認ください
収入を得ていたが大幅な収入減が発生し、且つ今後もその状況が継続するため	<a href="#">こちらのリンク</a> をご確認ください
その他（被保険者異動届等に具体的な理由を記入してください。）	ホームページにログインいただき、右上のお問い合わせフォームより健康保険組合にお問い合わせください

# 入社に伴う扶養申請（父母、兄弟姉妹等・無職または自営業）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 ( <a href="#">hifuyousha ido add.pdf</a> )	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング 複数名を同時申請される場合、住民票は一通で可
3	申請したい家族の 直近の所得証明書または課税（非課税）証明書または確定申告書一式  ※自営業者は確定申告書を提出してください（ <a href="#">自営業者の収入について</a> ）	市区町村等	無職でも無収入の確認のために提出必須  確定申告している場合は確定申告書を提出
4	申請家族に不動産・雑・配当収入等がある場合は、直近の確定申告書類一式	—	
5	申請家族が年金を受給している場合は、直近の年金振込通知書	年金事務所等	
6	同一世帯内に収入があり、かつEY健保の被扶養者でないご家族がいる場合は、 その方の収入状況を証明する書類  ・直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細 ・直近の確定申告書一式 ・直近の年金振込通知書 など	勤務先 市区町村 年金事務所 など	いない場合は不要  父母の一方のみを申請する場合等、優先扶養義務者が存在する場合は一方のみを申請する理由についても申請調書等に明記してください

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで  
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の  
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

# 入社に伴う扶養申請（父母、兄弟姉妹等・直近2年の間に働いていた場合）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 ( <a href="#">hifuyousha_ido_add.pdf</a> )	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング 複数名を同時申請される場合、住民票は一通で可
3	申請したい家族の 直近の所得証明書または課税（非課税）証明書または確定申告書一式	市区町村等	確定申告している場合は確定申告書を提出
4	申請家族に不動産・雑・配当収入等がある場合は、直近の確定申告書類一式	-	
5	申請家族が年金を受給している場合は、直近の年金振込通知書	年金事務所等	
4	申請したい家族の社会保険の給付等に関する以下のいずれかの証明書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険の状況が確認出来るもの 失業給付を受給しない方 → 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 給付制限期間中 → 離職票1・2または雇用保険受給資格者証（全面） 受給延長の手続きを取っている方 → 受給延長通知書</li> <li>・雇用保険未加入であった場合 未加入の旨が明記された退職証明書</li> <li>・公務員であった場合 退職手当受給証</li> <li>・前職の健保から傷病手当金、出産手当金を継続受給している場合 支給決定通知書</li> </ul>	公共職業 安定所 ・ 前加入の 健康保険組合 など	離職票の発行に時間を要する場合は、退職証明書や 資格喪失証明書等、退職日を確認できる書類で代替可  ※離職票は受領次第、追加で提出してください
5	同一世帯内に収入があり、かつEY健保の被扶養者でないご家族がいる場合は、 その方の収入状況を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細</li> <li>・直近の確定申告書一式</li> <li>・直近の年金振込通知書 など</li> </ul>	勤務先 市区町村 年金事務所 など	いない場合は不要  父母の一方のみを申請する場合等、優先扶養義務者が 存在する場合は一方のみを申請する理由についても申 請調書等に明記してください

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで  
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の  
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

# 入社に伴う扶養申請（父母、兄弟姉妹等・パートタイマー）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 ( <a href="#">hifuyousha_ido_add.pdf</a> )	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング 複数名を同時申請される場合、住民票は一通で可
3	申請したい家族の 直近の所得証明書または課税（非課税）証明書または確定申告書一式	市区町村等	確定申告している場合は確定申告書を提出
4	申請したい家族の直近3ヶ月の給与明細	勤務先	収入要件の証明書類として必須
5	申請家族に不動産・雑・配当収入等がある場合は、直近の確定申告書類一式	—	
6	申請家族が年金を受給している場合は、直近の年金振込通知書	年金事務所等	
5	同一世帯内に収入があり、かつEY健保の被扶養者でないご家族がいる場合は、 その方の収入状況を証明する書類  <ul style="list-style-type: none"> <li>直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細</li> <li>直近の確定申告書一式</li> <li>直近の年金振込通知書 など</li> </ul>	勤務先 市区町村 年金事務所 など	いない場合は不要  父母の一方のみを申請する場合等、優先扶養義務者が存在する場合は一方のみを申請する理由についても申請調書等に明記してください

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで  
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の  
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

## 世帯状況の変化に伴う扶養申請（父母、兄弟姉妹等・無職または自営業者）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 ( <a href="#">hifuyousha_ido_add.pdf</a> )	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング 住民票上で同・別世帯となった日が確認出来るもの
3	再婚や離別、死別等の事実・世帯員の変動が証明出来る公的書類 （婚姻等受理証明書、死亡診断書等）	市区町村	住民票と異なる場合は原則として後方の日が適用
4	申請したい家族の 直近の所得証明書または課税（非課税）証明書または確定申告書一式  ※自営業者は確定申告書を提出してください（ <a href="#">自営業者の収入について</a> ）	市区町村等	無職でも無収入の確認のために提出必須  確定申告している場合は確定申告書を提出
5	申請家族に不動産・雑・配当収入等がある場合は、直近の確定申告書類一式	—	
6	申請家族が年金を受給している場合は、直近の年金振込通知書	年金事務所等	
7	同一世帯内に収入があり、かつ当組合の被扶養者でないご家族がいる場合は、 その方の収入状況を証明する書類  ・直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細 ・直近の確定申告書一式 ・直近の年金振込通知書 など	勤務先 市区町村 年金事務所 など	いない場合は不要  父母の一方のみを申請する場合等、優先扶養義務者が存在する場合は一方のみを申請する理由についても申請調書等に明記してください

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで  
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の  
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

# 世帯状況の変化に伴う扶養申請（父母、兄弟姉妹等・直近2年の間に働いていた場合）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 ( <a href="#">hifuyousha_ido_add.pdf</a> )	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング 住民票上で同・別世帯となった日が確認出来るもの
3	再婚や離別、死別等の事実・家族構成の変更が証明出来る公的書類 （婚姻等受理証明書、死亡診断書等）	市区町村	住民票と異なる場合は原則として後方の日が適用
4	申請家族の直近の所得証明書または課税（非課税）証明書または確定申告書一式	市区町村等	確定申告している場合は確定申告書を提出
5	申請家族に不動産・雑・配当収入等がある場合は、直近の確定申告書類一式	—	
6	申請家族が年金を受給している場合は、直近の年金振込通知書	年金事務所等	
7	申請したい家族の社会保険の給付等に関する以下のいずれかの証明書類 ・雇用保険の状況が確認出来るもの 失業給付を受給しない方 → 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 給付制限期間中 → 離職票1・2または雇用保険受給資格者証（全面） 受給延長の手続きを取っている方 → 受給延長通知書 ・雇用保険未加入であった場合 未加入の旨が明記された退職証明書 ・公務員であった場合 退職手当受給証 ・前職の健保から傷病手当金、出産手当金を継続受給している場合 支給決定通知書	公共職業 安定所 ・ 前加入の 健康保険組合 など	離職票の発行に時間を要する場合は、退職証明書や 資格喪失証明書等、退職日を確認できる書類で代替可  ※離職票は受領次第、追加で提出してください
8	同一世帯内に収入があり、かつEY健保の被扶養者でないご家族がいる場合は、 その方の収入状況を証明する書類 ・直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細 ・直近の確定申告書一式 ・直近の年金振込通知書 など	勤務先 市区町村 年金事務所 など	いない場合は不要  父母の一方のみを申請する場合等、優先扶養義務者が 存在する場合は一方のみを申請する理由についても申 請調書等に明記してください

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで  
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の  
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

# 世帯状況の変化に伴う扶養申請（父母、兄弟姉妹等・パートタイマー）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 ( <a href="#">hifuyousha_ido_add.pdf</a> )	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング 住民票上で同・別世帯となった日が確認出来るもの
3	再婚や離別、死別等の事実・家族構成の変更が証明出来る公的書類 （婚姻等受理証明書、死亡診断書等）	市区町村	住民票と異なる場合は原則として後方の日が適用
4	申請したい家族の 直近の所得証明書または課税（非課税）証明書または確定申告書一式	市区町村等	確定申告している場合は確定申告書を提出
5	申請したい家族の直近3ヶ月の給与明細	勤務先	収入要件の証明書類として必須
6	申請家族に不動産・雑・配当収入等がある場合は、直近の確定申告書類一式	—	
7	申請家族が年金を受給している場合は、直近の年金振込通知書	年金事務所等	
8	同一世帯内に収入があり、かつEY健保の被扶養者でないご家族がいる場合は、 その方の収入状況を証明する書類  ・直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細 ・直近の確定申告書一式 ・直近の年金振込通知書 など	勤務先 市区町村 年金事務所 など	いない場合は不要  父母の一方のみを申請する場合等、優先扶養義務者が存在する場合は一方のみを申請する理由についても申請調書等に明記してください

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで  
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の  
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

# 世帯内の収入状況の変動に伴う扶養申請（父母、兄弟姉妹等）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 ( <a href="#">hifuyousha ido add.pdf</a> )	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング
3	申請したい家族の直近の所得証明書または課税（非課税）証明書または確定申告書一式	市区町村等	確定申告している場合は確定申告書を提出
4	申請家族に不動産・雑・配当収入等がある場合は、直近の確定申告書類一式	—	
5	申請家族が年金を受給している場合は、直近の年金振込通知書	年金事務所等	
6	世帯内の収入状況（収入逆転）の事実が確認出来る書類 ・従前の生計維持者の退職証明書、収入減少前→収入減少後の給与明細等 ・直近の確定申告書一式 ・直近の年金改定通知書 など	勤務先 市区町村 年金事務所 など	事実発生日が不確かな場合、事実発生日から日数を経過している場合は、健保組合が書類を受理した日をもって認定日とします
7	自営業の廃業に伴い世帯内の収入状況が変動した場合は、廃業届	税務署等	
8	同一世帯者に社会保険の給付等が発生する場合は以下のいずれかの証明書類 ・雇用保険の状況が確認出来るもの 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書 離職票1・2または雇用保険受給資格者証（全面） 受給延長通知書 ・公務員であった場合は退職手当受給証 ・傷病手当金、出産手当金を受給している場合は支給決定通知書	公共職業安定所 ・ 前加入の健康保険組合 など	離職票の発行に時間を要する場合は、退職証明書や資格喪失証明書等、退職日を確認できる書類で代替可  ※離職票は受領次第、追加で提出してください
9	同一世帯内に収入があり、かつEY健保の被扶養者でないご家族がいる場合は、その方の収入状況を証明する書類 ・直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細 ・直近の確定申告書一式 ・直近の年金振込通知書 など	勤務先 市区町村 年金事務所 など	いない場合は不要  父母の一方のみを申請する場合等、優先扶養義務者が存在する場合は一方のみを申請する理由についても申請調書等に明記してください

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで  
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の  
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

# 退職に伴う扶養申請（父母、兄弟姉妹等）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 ( <a href="#">hifuyousha ido add.pdf</a> )	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング
3	申請したい家族の直近の所得証明書または課税（非課税）証明書または確定申告書一式	市区町村等	確定申告している場合は確定申告書を提出
4	申請家族に不動産・雑・配当収入等がある場合は、直近の確定申告書類一式	—	
5	申請家族が年金を受給している場合は、直近の年金振込通知書	年金事務所等	
4	申請したい家族の社会保険の給付等に関する以下のいずれかの証明書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険の状況が確認出来るもの                      失業給付を受給しない方 → 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書                      給付制限期間中 → 離職票1・2または雇用保険受給資格者証（全面）                      受給延長の手続きを取っている方 → 受給延長通知書</li> <li>・雇用保険未加入であった場合                      未加入の旨が明記された退職証明書</li> <li>・公務員であった場合                      退職手当受給証</li> <li>・前職の健保から傷病手当金、出産手当金を継続受給している場合                      支給決定通知書</li> </ul>	公共職業安定所 ・ 前加入の健康保険組合など	離職票の発行に時間を要する場合は、退職証明書や資格喪失証明書等、退職日を確認できる書類で代替可  ※離職票は受領次第、追加で提出してください
5	同一世帯内に収入があり、かつEY健保の被扶養者でないご家族がいる場合は、その方の収入状況を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細</li> <li>・直近の確定申告書一式</li> <li>・直近の年金振込通知書 など</li> </ul>	勤務先 市区町村 年金事務所 など	いない場合は不要  父母の一方のみを申請する場合等、優先扶養義務者が存在する場合は一方のみを申請する理由についても申請調書等に明記してください

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで  
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の  
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

# 廃業・任意継続資格喪失に伴う扶養申請（父母、兄弟姉妹等）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 ( <a href="#">hifuyousha_ido_add.pdf</a> )	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング
3	申請家族の直近の所得証明書または課税（非課税）証明書または確定申告書一式	市区町村等	確定申告している場合は確定申告書を提出
4	申請家族に不動産・雑・配当収入等がある場合は、直近の確定申告書類一式	-	
5	申請家族が年金を受給している場合は、直近の年金振込通知書	年金事務所等	
6	申請したい家族の自営業廃業に伴う場合は、廃業届	税務署等	
	申請したい家族の任意継続資格喪失に伴う場合は、任意継続資格喪失証明書	前加入健保	
7	申請したい家族の社会保険の給付等に関する以下のいずれかの証明書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用保険の状況が確認出来るもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>失業給付を受給しない方 → 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書</li> <li>給付制限期間中 → 離職票1・2または雇用保険受給資格者証（全面）</li> <li>受給延長の手続きを取っている方 → 受給延長通知書</li> </ul> </li> <li>・雇用保険未加入であった場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>未加入の旨が明記された退職証明書</li> </ul> </li> <li>・公務員であった場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>退職手当受給証</li> </ul> </li> <li>・前職の健保から傷病手当金、出産手当金を継続受給している場合               <ul style="list-style-type: none"> <li>支給決定通知書</li> </ul> </li> </ul>	公共職業安定所 ・ 前加入の健康保険組合など	離職票の発行に時間を要する場合は、退職証明書や資格喪失証明書等、退職日を確認できる書類で代替可  ※離職票は受領次第、追加で提出してください
8	同一世帯内に収入があり、かつEY健保の被扶養者でないご家族がいる場合は、その方の収入状況を証明する書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細</li> <li>・直近の確定申告書一式</li> <li>・直近の年金振込通知書 など</li> </ul>	勤務先 市区町村 年金事務所 など	いない場合は不要  父母の一方のみを申請する場合等、優先扶養義務者が存在する場合は一方のみを申請する理由についても申請調書等に明記してください

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで  
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の  
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

# 雇用保険や健康保険の給付金の受給終了に伴う扶養申請（父母、兄弟姉妹等）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 ( <a href="#">hifuyousha_ido_add.pdf</a> )	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスキング 複数名を同時申請される場合、住民票は一通で可
3	申請したい家族の 直近の所得証明書または課税（非課税）証明書または確定申告書一式	市区町村等	確定申告している場合は確定申告書を提出
4	申請家族に不動産・雑・配当収入等がある場合は、直近の確定申告書一式	—	
5	申請家族が年金を受給している場合は、直近の年金振込通知書	年金事務所等	
6	申請したい家族の雇用保険（失業給付）や健康保険（傷病手当金、出産手当金）給付金受給終了の事実を証明する公的書類  ・失業給付受給終了 雇用保険受給資格者証（全面）  ・傷病手当金受給終了 健康保険 傷病手当金 満了通知書  ・出産手当金受給終了 健康保険 保険給付金 支給決定通知書	公共職業 安定所  ・ 前加入の 健康保険組合 など	受給終了や対象期間、満了日の記載があるもの
7	同一世帯内に収入があり、かつEY健保の被扶養者でないご家族がいる場合は、 その方の収入状況を証明する書類 ・直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細 ・直近の確定申告書一式 ・直近の年金振込通知書 など	勤務先 市区町村 年金事務所 など	いない場合は不要  父母の一方のみを申請する場合等、優先扶養義務者が存在する場合は一方のみを申請する理由についても申請調書等に明記してください

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで  
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の  
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

# 大幅な収入減に伴う扶養申請（父母、兄弟姉妹等）

	申請に必要な書類	入手先	備考
1	被扶養者(異動)届 兼 申請調書【追加】 ( <a href="#">hifuyousha_ido_add.pdf</a> )	健保組合HP	申請するご家族1人につき1枚ずつ必要
2	世帯全員の住民票（続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの）	市区町村	マイナンバー「なし」またはマスクング
3	申請家族の直近の所得証明書または課税（非課税）証明書または確定申告書一式	市区町村等	確定申告している場合は確定申告書を提出
4	申請家族に不動産・雑・配当収入等がある場合は、直近の確定申告書類一式	—	
5	申請家族が年金を受給している場合は、直近の年金振込通知書	年金事務所等	
6	申請したい家族の収入減、また収入減の事実が確認出来る書類 ・収入減少前、収入減少後の給与明細（それぞれ3ヶ月分） ・収入減少となった内容が分かる雇用契約書等 ・直近の確定申告書一式 など	勤務先 市区町村 年金事務所 など	事実証明書類の提出が出来ない場合は認定不可 事実発生日が不確かな場合、事実発生日より日数を経過している場合は、健保組合が書類を受理した日をもって認定日とします
	申請したい家族が自営業者の場合は、廃業届や契約の打ち切り通知等	税務署 契約先等	事実証明書類の提出が出来ない場合は認定不可
7	パートタイマーの勤務時間減少等による社会保険資格喪失の場合は、給付に関する以下のいずれかの証明書類 ・雇用保険の状況が確認出来るもの 雇用保険被保険者資格喪失確認通知書、離職票1・2、 雇用保険受給資格者証（全面）、受給延長通知書 など ・前職の健保から傷病手当金、出産手当金を継続受給している場合 支給決定通知書	公共職業 安定所 ・ 前加入の 健康保険組合 など	離職票の発行に時間を要する場合は、退職証明書や資格喪失証明書等、退職日を確認できる書類で代替可  ※離職票は受領次第、追加で提出してください
8	同一世帯内に収入があり、かつEY健保の被扶養者でないご家族がいる場合は、その方の収入状況を証明する書類 ・直近の源泉徴収票または直近3ヶ月の給与明細 ・直近の確定申告書一式 ・直近の年金振込通知書 など	勤務先 市区町村 年金事務所 など	いない場合は不要  父母の一方のみを申請する場合等、優先扶養義務者が存在する場合は一方のみを申請する理由についても申請調書等に明記してください

■いずれかに該当する場合は、さらに追加書類が必要です。

事実発生から申請まで  
3ヶ月以上経過

被保険者と申請者が別居

入国間もない等、直近の  
課税証明書が取れない

対象者が外国籍

留学等、一時的な海外居住

いずれかに該当する方は、以下の追加書類が必要です。

事由	追加で添付が必要な書類	入手先	備考
事実発生日から3ヶ月以上経過した場合	遅延理由書 ( <a href="#">chien_riyu.pdf</a> )	健保組合HP	遅延理由によっては、組合が書類を受理した日（事実確認日）をもって認定日とします
被保険者と申請者が別居している時 (別居時の認定に必要な書類)	別居先の世帯全員の住民票	市区町村	続柄記載あり・直近3ヶ月以内に発行のもの
	戸籍謄本等、被保険者との続柄を証明する書類	市区町村	
	直近6ヶ月分の送金証明 送金を開始したばかりの方は1回分以上の送金証明と送金の申立書 ( <a href="#">bekkyo_soukin.pdf</a> )	振込履歴等	
	(別居先に配偶者以外の成人の同居家族がいる場合のみ) 当該家族の直近の源泉徴収票や直近3ヶ月の給与明細 自営業者の場合は直近の確定申告書類	勤務先 市区町村	いない場合は不要
入国間もない等、直近の課税証明書が取れない方	添付は省略いただいて差し支えありませんので、申請書の余白や付箋等にその旨をご記入ください	—	状況によってパスポート等の追加提出をお願いし、入国日の確認等を行う場合があります。
対象者が外国籍	在留カード両面	市区町村	在留期間、就労の可否等を確認するため必須
留学・駐在等、一時的な海外居住	ビザ	外務省	海外居住の証明のため ( <a href="#">国内居住要件</a> )
	戸籍謄本等、被保険者との続柄を証明する書類	市区町村	家族関係の確認のため



## 注意事項②（年収の壁について）

被扶養者の収入要件は、年収130万円（障がい者・60歳以上は180万円）未満とされており、1ヶ月あたりの収入額が108,334円（障がい者・60歳以上は150,000円）未満であることが認定の判断基準となります。

※令和7年10月1日から、19歳以上23歳未満の方（被保険者の配偶者を除く）については、年収130万円未満から150万円未満（1ヶ月当たり125,000円未満）に引き上げられます。  
学生であるか否かは問わず、年齢のみで判断し、年齢要件はその年の12月31日時点の年齢で判定いたします。

日額や月額から換算した年収額が収入要件の130万円を超過することになった場合は、被扶養者の削除が必要です。ただし、「一時的な事情」により収入要件を超過した場合は、被扶養者の勤務先の事業主がその旨を証明することで、引き続き被扶養者としての加入が可能となりました。

### 【想定される事例】

- ・他の従業員が休職・退職したことにより、業務量が増加したケース
- ・当該事業所における業務の受注が好調だったことにより、事業所全体の業務量が一時的に増加したケース
- ・突発的な大口案件により、事業所全体の業務量が増加したケースなど

**年1回の被扶養者資格調査の際に、年収要件を超えている方については、健保から書類の提出を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。**

「一時的な事情」によるものかどうかは、雇用契約書等を踏まえつつ健康保険組合によって判断されます。年間収入の見込みが恒常的に130万円以上となることが明らかな場合は、事業主証明があったとしても、扶養の対象外となり、削除の手続きをお願いします。

## 注意事項③（被扶養者となるには日本国内に住所を有していることが必要です）

健康保険に被扶養者として加入するには、日本国内での居住、つまり日本国内に住所を有していることが必要です。また、当該事実は原則として住民票の有無で判断されます。（国内居住要件）

ただし、海外留学をする学生や、ご家族の海外赴任への帯同等、一時的な海外渡航については、国内居住要件の例外として取り扱われるため、日本国内に住所がないとしても、新規加入（継続加入）できます。

一方、住民票が日本国内にあっても、日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がない場合は、健保組合の方で国内居住要件を満たさないと判断され、対象外となる場合があります。